

機構が授与する学士の学位

大学卒業者と同等以上の学力を有する方に授与しています



独立行政法人

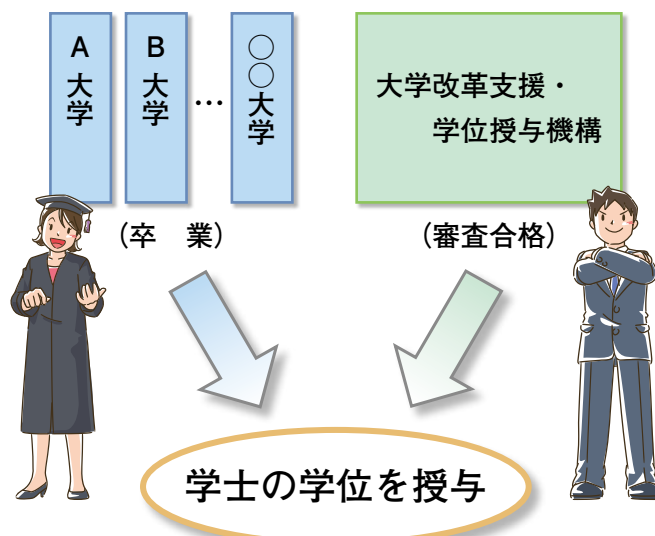
大学改革支援・学位授与機構



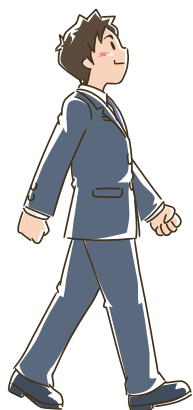
機構が授与する学士の学位

機構が授与する学士の学位は、「大学卒業者と**同等以上の学力**を有すること」を証明するものです。

また、大学院入学資格や人事院規則においても、**大学卒業と同等**として認められています。一定の要件を満たすことにより、教員免許（一種）をはじめ、種々の免許・資格取得も可能となっています。



学士取得までのステップ



基礎資格の確認

専門学校や短期大学、高等専門学校の卒業(修了)者などが基礎資格を有する者に該当します。



さらなる単位の修得 ※1

就職後、改めて学ぶことで、日ごろの活動を専門的・学術的な知識として再確認することができました。自分の中の知識を深めることにつながったと思います。

機構に申請

学修成果の作成 (レポート等)

学びをまとめることで、自己の知識を深めることができ、また、職場での実践に活かすこともできたので、貴重な経験となりました。



機構の審査

小論文試験の受験 ※2 (または面接試験)

レポートを書いたところから、さらに発展して考える問題があり、考える中で、新たな視点を持つことができました。



合格！ → 学士取得 ※3

学士を取得したことで、大学院進学の手配を済ませました。また、今後のステップアップについて、さらに視野が広がりました。



授与される学位記

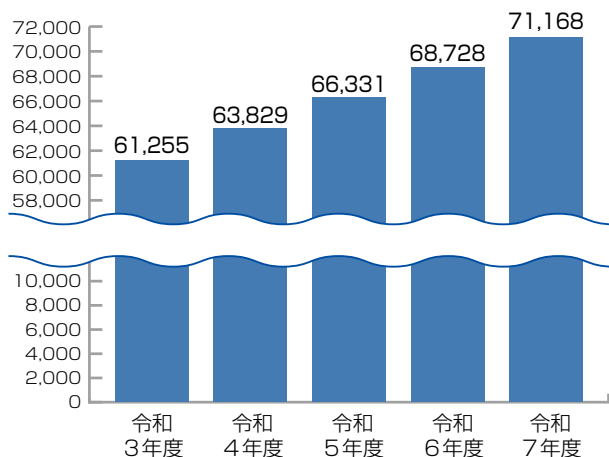
- ※1 大学の科目等履修生制度などを活用し、さらに単位を修得します。
※2 小論文試験の問題は、申請者一人一人の学修成果に基づき、個別に出題されます。
※3 単位の審査と学修成果・試験の審査の双方に合格した方に「学士」が授与されます。
【機構長緑秀賞】学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状が授与されます。



学士取得者数

この制度を通じて学士を取得した方は年々増加し、近年では毎年2,500人程度となっており、平成4～令和7年度までのべ**71,000人**を超えています。

【単位：人】



学士を取得して



学士を取得したことにより、就職先での給与が上がったので嬉しく思います。

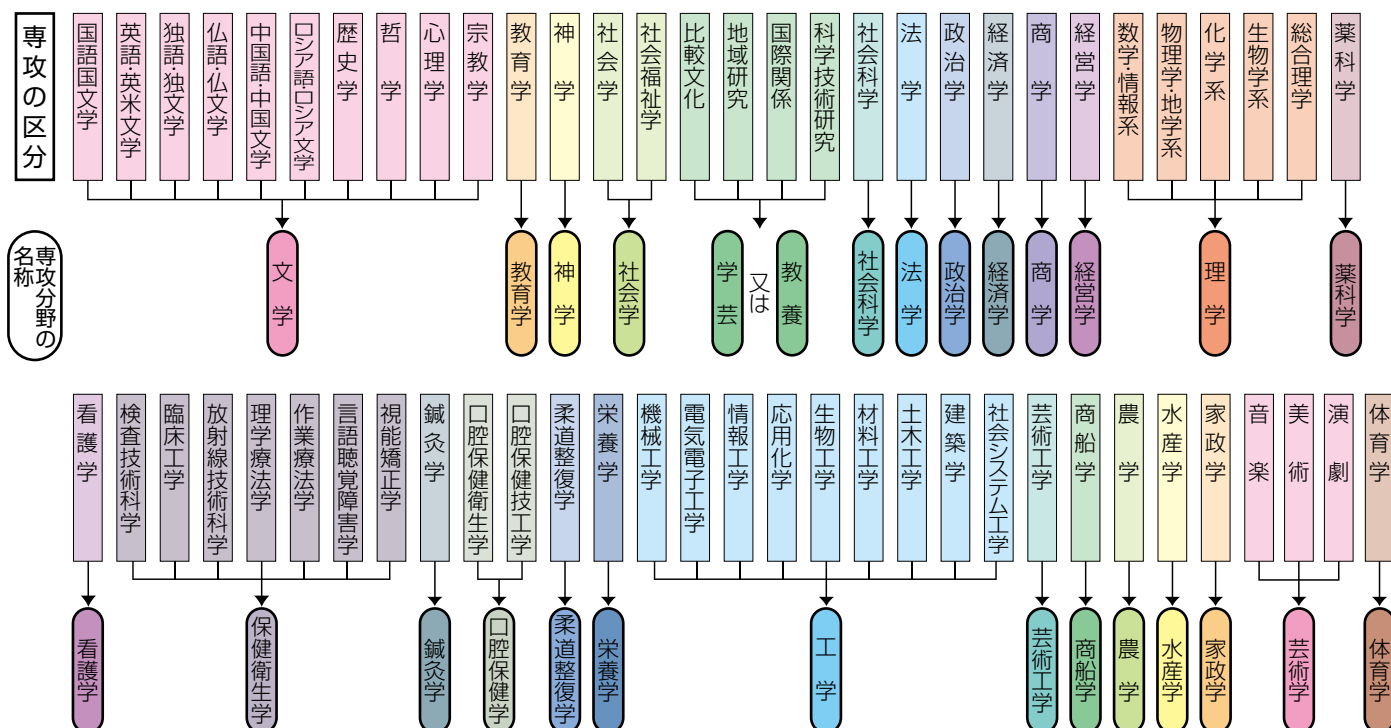
また、学士だからこそしっかりとした専門的な論文も書けたのではないかと感じました。

何歳になっても、もう一度学ぶ機会を得ることができ、学んで努力したことが、学士という形で証明される制度があって本当に良かったと思います。



28の専攻分野にわたる学士

61の「専攻の区分（申請する際に選択する専門分野）」に応じた“28分野の学士”があります。合格者には、「学士（専攻分野の名称）」が授与されます。



審査は、学位審査会によってなされます。学位審査会には、上図の専攻分野ごとにその専門分野の大学教授（総勢約360人）で構成される専門委員会が置かれており、申請者一人一人の審査を行っています。

「学士」の学位とは？大学卒業と異なるのか？

「学士」の学位は 教育水準のものさしの一つ

「学士」の学位とは、大学の（いわゆる学部段階の）教育課程を修了したこと、またはそうした学習によって獲得される能力と同等の能力を達成したことの証明として、通常は大学によって個人に対して授与されます。

我が国では、企業による求人あるいは資格試験等の学歴要件として“大学卒業”という表現が用いられていることが一般的です。

しかし、国際化の進展につれ、国ごとに異なる教育制度を超えて、各人が修めた教育の水準を示す共通の「ものさし」として学位が用いられるようになってきました。また、「卒業式」を「学位記授与式」として挙げる大学もみられます。

プロセスからも実質的に同じ

機構では、申請者が大学の科目等履修生制度などを活用して修得した単位をもとに、大学生と同等の学習を修めたかどうかを審査します。また、申請者が作成した学修成果（レポート等）に基づく試験により、その学修の達成度を審査の上、合格者に学士の学位を授与します。

なお、機構が行う「学士」の学位授与は、論文審査や学力試験による単なる学位の“認定”でもありません。

機構は大学ではありませんので、機構の「学士」の学位を取得しても大学卒業の学歴にはなりませんが、機構で「学士」の学位を取得することは、そのプロセスからも大学を卒業したと実質的に同じであるといえます。

機構で学士を取得された方には、履歴書等の学歴欄に次のように記入することをお勧めしています。

「〇年〇月 学士（〇〇）の学位取得 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構※」

※学士の学位が授与された当時の機構の正式名称

大学改革支援・学位授与機構

生涯学習体系への移行と高等教育の多様な発展のため、学位授与機構が国立学校設置法に基づき平成3年に設置されました。

その後、平成12年の大学評価・学位授与機構への改組などを経て、平成28年4月1日より「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」となりました。

当機構では、学校教育法に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供しています。

— 学校教育法 第104条第7項（抜粋） —

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 （略）

お問合せ先

○ 大学改革支援・学位授与機構 学位・国際事業部学位審査課

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

TEL : 042-307-1550

受付時間 : 9~12時、13~17時

（土日、祝日、年末年始を除く）

【機構WEBサイト (<https://www.niad.ac.jp/>)】



NIAD

検索

トップ → 学位の授与 → 単位積み上げ型の学士の学位授与制度